

# 特定小売供給約款以外の供給条件

新型コロナウイルス感染症に関する特別措置

令和5年2月28日 実施

九州電力株式会社

令和5年2月28日 20230217 資第1号 認可

この特定小売供給約款以外の供給条件は、電気事業法等の一部を改正する法律附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法第21条第1項ただし書の規定により特定小売供給約款以外の供給条件として認可を受けたものであります。

## 料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内のお客さま（当該緊急貸付を受けようとしているお客さまを含みます。）から一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申出があった場合、または、当社供給区域内のお客さまから申出があり、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断した場合については、特定小売供給約款（2019年8月28日届出）28（料金の支払義務および支払期日）にかかわらず、電気料金の支払期日について、2020年3月分、4月分、5月分、6月分、7月分、8月分、9月分、10月分、11月分、12月分、2021年1月分、2月分、3月分、4月分、5月分、6月分、7月分、8月分、9月分、10月分、11月分、12月分、2022年1月分、2月分、3月分、4月分、5月分、6月分、7月分、8月分、9月分、10月分、11月分および12月分（支払義務発生日が2020年3月19日以降となるものに限る。）は、原則として各々5か月間延長し、2023年1月分および2月分は、原則として4か月間延長し、3月分および4月分は、原則として3か月間延長し、5月分および6月分は、原則として2か月間延長し、7月分および8月分は、原則として1か月間延長する。

（実施期間満了日：2023年10月[満了日は検針日ごとに相違]）